

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：牧之原市役所

I 職員の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.0%
全職員	59.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.9%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	(該当なし)
本庁係長相当職	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.6%
31～35年	89.3%
26～30年	83.1%
21～25年	79.9%
16～20年	80.3%
11～15年	83.7%
6～10年	85.0%
1～5年	94.8%

【説明欄】

1. 任期の定めのない常勤職員以外の職員：勤続年数が長く、給与額の高い職員の多くが女性で占めていることによる差異。
1. 全職員：会計年度任用職員に占める女性の比率が87%と高く、常勤職員よりも人数が多いため、女性の給与額は会計年度任用職員の傾向が強く、男性の給与額は常勤職員の傾向が強くなり、差異が大きくなっている。
2. (2) 全勤続年数：扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いことによる差異。男性の方が時間外勤務時間が長いことによる差異。
2. (2) 16～20年：部分休業制度を利用する女性は給与額が減少となることによる差異
2. (2) 26～30年、31～35年、36年以上：管理職に占める男性の割合が多いことによる差異

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にあたる職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	10.6%

【説明欄】

・管理的地位に占める女性職員の割合は 10.6％であり、管理職は男性職員が大半を占めている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	9.1%
本庁課長相当職	12.9%
本庁課長補佐相当職	(該当なし)
本庁係長相当職	41.4%

【説明欄】

・係長職では女性職員の割合が 41.4％となっている一方、課長職は 12.9％、部長職は 9.1％となっており、役職が上位になるほど割合が低くなっている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	71.4%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	(該当なし)
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	42.8%	%	%	%
1月越3月以下	28.5%	%	%	%
3月越6月以下	%	%	%	100%
6月越9月以下	%	%	%	%
9月越12月以下	%	%	%	%
12月越24月以下	%	60%	%	%
24月越	%	40%	—	—

【説明欄】

- ・女性職員の育児休業取得率は100%を維持している。
- ・男性職員についても育児休業の取得率は71.4%となっており、育児休業の取得が進んでいる。
一方で、男性職員の取得期間は比較的短期間に集中している。

V 職員の勤務時間の状況
管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	18.8 時間/月
内部部局等以外	8.8 時間/月

【説明欄】

突発的な自然災害対応等により、平均で月 18.8 時間となっている。